及び都道府県等と関係機関等との間の連携体制の構築を図ること。なお、当該連携に当たっては、他制度における支援員等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当たっては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）への参画等による住宅部局及び福祉部局間の連携や、地域における住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を図られたい。さらに、日頃から、地域において活動する様々な人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携が可能となるような関係構築を行うことも重要である。特に、生活困窮者就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

四～六　（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

その他告示

○文部科学省告示第百十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、大学評価基準、評価方法等の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

一　公益財団法人大学基準協会

1　大学評価基準

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（令和二年九月二日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（令和七年三月十七日改定）による

2　大学の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和六年一月三十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による

3　短期大学の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による

4　専門職大学院のうち法科大学院及びグローバル法務系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

5　専門職大学院のうち経営系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

6　専門職大学院のうち公共政策系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

7　専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

及び都道府県等と関係機関等との間の連携体制の構築を図ること。なお、当該連携に当たっては、他制度における支援員等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当たっては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）への参画等による住宅部局及び福祉部局間の連携や、地域における住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を図られたい。さらに、日頃から、地域において活動する様々な人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携が可能となるような関係構築を行うことも重要である。特に、生活困窮者就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

四～六　（略）